

～ 子ども医療費助成制度について ～



1 対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生相当年齢）で鹿屋市にお住まいのお子様を対象となります。

2 助成内容

病院・薬局・歯科において保険証で診療した自己負担金額（入院・外来ともに全額）が助成されます。（保険適用となる眼鏡等の治療用補装具も助成対象）

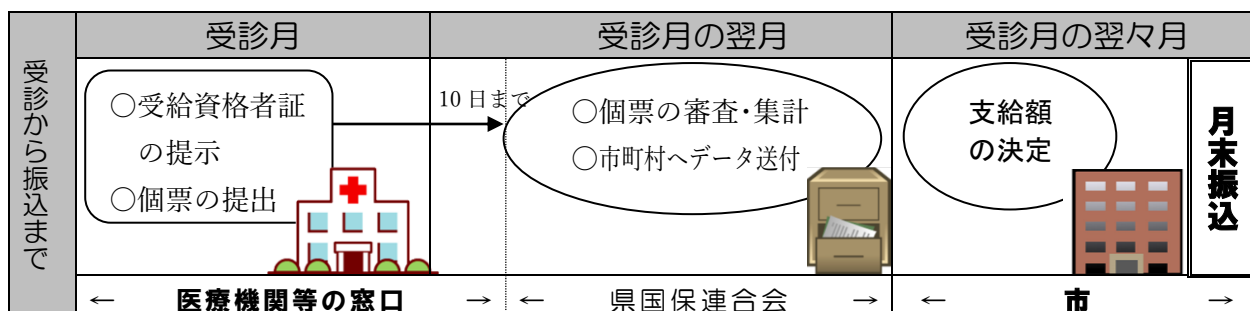
※ 助成対象外となるもの

- 健康診断、予防接種、入院時の食事代等、保険診療外の負担分
- 各保険から給付される高額療養費、家族療養附加給付金等
- 学校や幼稚園の管理下で発生した怪我等により、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付される「災害共済給付金」の対象となるもの
- 第三者行為（交通事故等の第三者による加害行為）による傷病にかかる診療

3 申請方法及び支給日

◆ 県内の医療機関等では…

医療機関等窓口で、健康保険証と一緒に受給資格者証をご提示ください。
医療機関によっては、自己負担額支払明細個票の記入が必要な場合があります。
個票は医療機関等の窓口にあります。



※ 助成金の振込は、早くも受診月の2か月後の月末になります。

※ 高額療養費に該当する可能性がある場合等は、支給までに通常より時間がかかります。

◆ 県外の医療機関等では…

医療機関での受付はできませんので、下記の市役所窓口で申請してください。
受給資格者証と保険点数の明記された領収書を、ひと月分まとめて、
ご持参ください。（レシートでは受付できません）。

※ 県外受診分の助成金の振込も、最も早くも受診月の2か月後の月末です。
（受診月の翌々月10日までに提出した場合です）

※ 申請期間は6か月間ですので、受診月の翌月から数えて6か月以内に申請してください。



○ 受給資格者証に記載してある内容に変更が生じた場合は、保険証と受給資格者証を持参し、必ず下記の市役所窓口で変更手続きを行ってください。

○ 受給資格者証を紛失した場合は、保険証を持参し、再交付手続きを行うことができます。

○ 助成金の振込をもって、支払通知に代えさせていただきます。

○ 医療費助成金の支給に関するお問合せは、下記問合せ先へお電話するか直接おたずねください。

< 申請先・問合せ先 >

鹿屋市役所子育て支援課（⑩番窓口） 医療費助成担当 Tel.0994-43-2111（内3143）
または、各総合支所住民サービス課